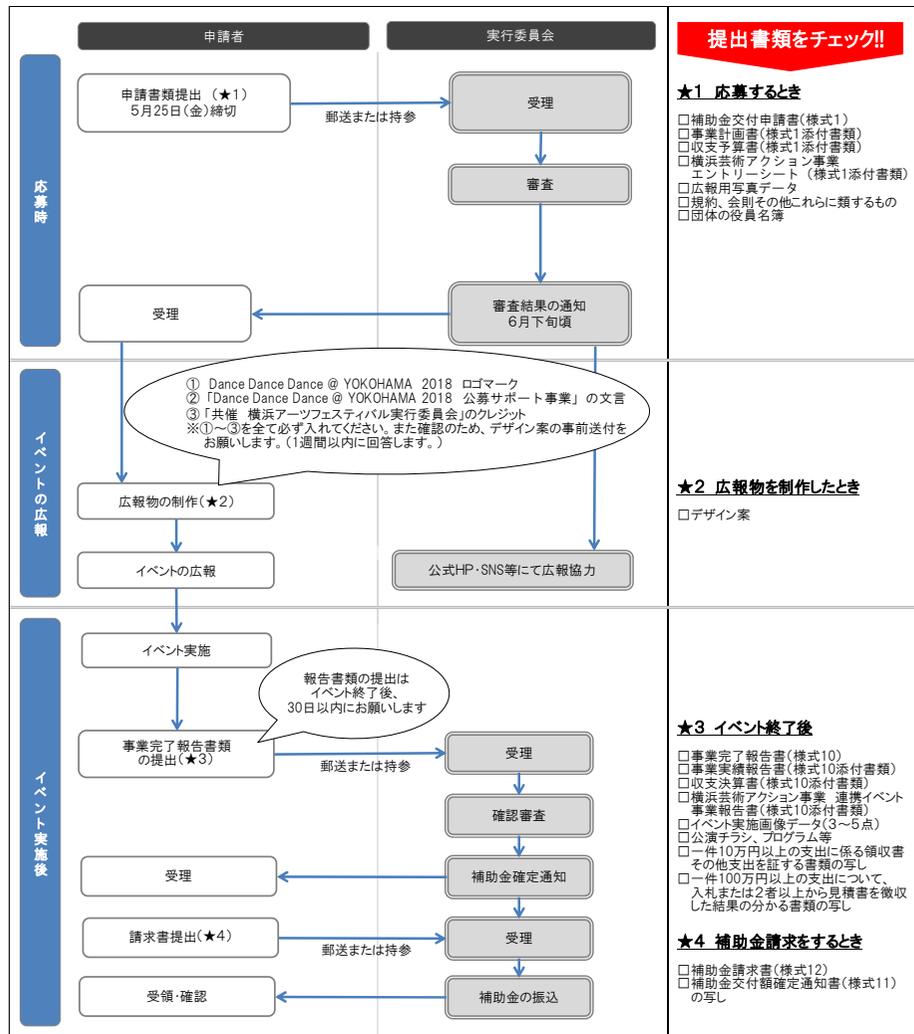


手続きの流れ



提出書類をチェック!!

- ★1 応募するとき**
- 補助金交付申請書(様式1)
 - 事業計画書(様式1添付書類)
 - 収支予算書(様式1添付書類)
 - 横浜芸術アクション事業 エントリーシート(様式1添付書類)
 - 広報用写真データ
 - 規約、会則その他これらに類するもの
 - 団体の役員名簿

★2 広報物を制作したとき

- ロデザイン案

★3 イベント終了後

- 事業完了報告書(様式10)
- 事業実績報告書(様式10添付書類)
- 収支決算書(様式10添付書類)
- 横浜芸術アクション事業 連携イベント事業報告書(様式10添付書類)
- イベント実施画像データ(3～5点)
- 公演チラシ、プログラム等
- 一件10万円以上の支出に係る領収書
その他支出を証する書類の写し
- 一件100万円以上の支出について、入札または2者以上から見積書を徴収した結果の分かる書類の写し

★4 補助金請求をするとき

- 補助金請求書(様式12)
- 補助金交付額確定通知書(様式11)の写し



ダンス ダンス ダンス アット ヨ コ ハ マ にーまるいちほ

Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018

公募サポート事業 募集要項

【募集期限】 平成30年 5月25日(金) 必着

事業費の一部を補助します!

◆Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018 について

「Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018」は、横浜の「街」そのものを舞台としたオールジャンルのダンスフェスティバルです(主催:横浜アーツフェスティバル実行委員会)。観るもよし、踊るもよしの参加型イベントで、期間中、毎日のようにダンスプログラムが行われ、横浜がダンス一色に染まります。

このダンスフェスティバルのコア期間に、フェスティバルと一緒に盛り上げ、横浜市内の賑わいを創出して下さる事業を募集し、かかる経費の一部を支援します。



1 対象となる事業

- (1) 「ダンス(踊り)」を含んだ事業
 - ※コンテンツポリシー、ストリート、ソーシャル、チア、バレエ、日本舞踊、フラ・ポリネシアン、盆踊りなどのダンス要素を含むオールジャンルの事業が対象です。
- (2) 平成30年8月4日(土)～9月30日(日)に横浜市内で開催する事業
- (3) 横浜市全域を対象とした、誰でも参加できる事業
- (4) Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018 の開催に合わせ、新規に実施する事業または拡充する事業
- (5) 次に掲げる要件のいずれかひとつ以上に該当すること
 - ア トップアーティスト等による芸術性・創造性が高い事業
 - イ クリエイティブ・チルドレンの取組として、ワークショップ等の次世代育成事業
 - ウ クリエイティブ・インクルージョンの取組として、障害・人種・年齢・性別等にかかわらず誰もが参加できる事業
 - エ 海外からのインバウンドが見込まれるなど、新しい観光需要を喚起し、街の賑わいづくりに寄与する事業
 - オ 姉妹都市であるフランス・リヨン市に関係したプログラム等、国際性がある事業
 - カ その他、フェスティバルの開催趣旨に合致し、実行委員会委員長が補助の対象として適当であると判断した事業
- (6) 次のいずれにも該当しない事業
 - ア 横浜市または国県等他行政から補助金、助成金、その他資金援助、会場使用料減免等の資金援助に類する取扱いを受けている事業
 - イ 営利を目的とする事業

- ウ 特定の政党、その他の政治団体及び特定の宗教、宗派、教団等の活動を目的とした事業または利害に関係する事業
- エ 特定の個人及び団体を対象とした事業
- オ 暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資する事業
- カ 公序良俗に反する等、補助対象として適当でないと思われる事業

2 対象者

法人またはこれに準ずる団体(任意団体を含む)

※団体規約等を有し、団体の意思決定及び執行する組織が確立され、自らで経理を行う会計組織を有していること

3 サポート内容

審査のうえ、採択された事業に、次のサポートを行います。

- (1) **補助金の交付** …補助対象経費の2分の1または30万円のいずれか低い額を上限
 ※補助対象経費は、「Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018 公募サポート事業補助金交付要綱 別表1」を参照。(交際費、接待費、飲食費、備品等購入費、事務所の維持管理費等は対象外です。)
 ※応募の状況により、交付申請額に対して交付決定額を減額する場合があります。
- (2) **広報協力** …Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018 の公式ホームページ・SNS での発信など

4 提出書類

- (1) Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018 公募サポート事業補助金交付申請書(様式1)
- (2) 事業計画書(様式1添付書類)
- (3) 収支予算書(様式1添付書類)
- (4) 横浜芸術アクション事業 エントリーシート(様式1添付書類)
- (5) 広報用画像データ(1~3点) ※写真サイズ: 1MB 以上・JPEG/PNG/TIFF 形式など
 ※写真は第三者の権利(肖像権等)を侵害しないものであること。
 ※公式ホームページ・SNS 等での広報(一次利用)の他、メディア等への提供(二次利用)にも使用します。
- (6) 規約、会則その他これらに類するもの
- (7) 団体の役員名簿。法人においては申請日から3ヶ月以内に発行された登記事項証明書

5 選考方法

審査委員会の審査にて決定します。

※選考結果は、全ての申請者に書面にて通知します。

※補助金不交付の事業が、別に募集しているパートナー事業の要件を満たしている場合は、「パートナー事業」として認定します。

6 評価のポイント

次の11項目を重視します。 ※(2)~(6)についてはいずれか1つ以上、含まれていること

- (1) 市民が主体となって行う、市民が出演するなど、市民参加の要素が含まれているか
- (2) トップアーティスト等による芸術性・創造性が高い事業であるか
- (3) 子どもや若者に発表や鑑賞の機会を提供するなど、次世代育成(クリエイティブ・チルドレン)の要素が含まれているか
- (4) 障害・人種・年齢・性別等にかかわらず、誰もが参加できる事業(クリエイティブ・インクルージョン)であるか
- (5) 海外からのインバウンドが見込まれるなど、新しい観光需要の喚起、街の賑わいづくりの要素が含まれているか
- (6) 姉妹都市であるフランス・リヨン市に関係したプログラム等、国際性・国際交流の要素が含まれているか
- (7) 初開催・市内初開催といった「新規事業」、またはフェスティバルのための「拡充事業」にあたるか
- (8) 事業実施についての広報計画(広報物の作成等)を有しているか
- (9) 収支予算及び経費の積算が適切であるか
- (10) 集客または動員目標が適正で、達成できるか
- (11) 安全性が確保されているか

7 補助金交付にあたって

- (1) 実施事業の広報にあたり制作するもの(チラシ、ホームページ等)については、次の内容を必ず掲載してください。
 - ① Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018 ロゴマーク
 - ② 「Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018 公募サポート事業」の文言
 - ③ 「共催 横浜アーツフェスティバル実行委員会」のクレジット
- (2) 事業終了後30日以内に「事業完了報告書」(様式10)及び必要書類を提出してください。
- (3) 「Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018 公募サポート事業補助金交付要綱」に定める事項を遵守してください。

【注意】補助金の交付決定について

本補助金交付は、事業が完了し、事業完了報告書類(事業実績報告書・収支決算書・支出を証明する書類等)を受領後、審査を経て最終確定となります。収支決算や事業内容に大きな変更や修正が生じている場合は、当初決定した金額から減額又は不交付となる場合があります。

【情報公開・個人情報の取扱いについて】

公募サポート事業への申請内容の一部は、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づき、情報公開の対象となることがあります。また、申請者から取得した個人情報については、審査及び申請者への連絡のために使用します。

8 申請方法・申請先

- (1) 申請方法
 提出書類一式を公式ホームページ([https:// dance-yokohama.jp](https://dance-yokohama.jp))よりダウンロードのうえ、必要事項を記入し、**5月25日(金)17時まで**に持参または郵送にてご提出ください(Eメール・FAX不可)。
 ※必ず募集要項等をご確認のうえ、ご応募ください。
 ※本申請に要した費用は、申請者の負担とします。また、提出書類・資料は返却しません。
- (2) 申請先
 横浜アーツフェスティバル実行委員会事務局「公募サポート事業」担当 宛
 〒231-0015 横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル6階(横浜市文化観光局文化プログラム推進課内)

Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018 は、平成30年度予算が横浜市会において議決されることを停止条件とする事業です。予算の議決がなされないときは、事業として成立しません。



「公募サポート事業」説明会

申 込 不 要

「Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018」の開催概要や、「公募サポート事業」への申請方法・手続きの流れなどをご説明しますので、検討している方はぜひご参加ください。
※申請にあたっては、説明会へのご参加は必須ではありません。

5月13日(日) 10:00 ~ 11:30

かながわ県民センター
303 会議室
(神奈川区鶴屋町 2-24-2)
「横浜」駅下車西口・きた西口 徒歩5分
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5681/>

